

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公開番号】特開2019-103571(P2019-103571A)

【公開日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【年通号数】公開・登録公報2019-025

【出願番号】特願2017-236931(P2017-236931)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月3日(2020.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面側に遊技媒体が流通する遊技領域が設けられる遊技パネルを備えた遊技機であつて

前記遊技パネルは前後に貫通している開口部を有し、

前記遊技パネルの前面に取付けられる平板状の取付部、及び該取付部から後方の前記開口部内に延出しており表面に複数の凹凸からなる装飾が施されている枠状の後枠部、を有する透明なセンター役物を備えた

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

手段1：遊技機において、

「前面側に遊技媒体が流通する遊技領域が設けられる遊技パネルを備えた遊技機であつて、

前記遊技パネルは前後に貫通している開口部を有し、

前記遊技パネルの前面に取付けられる平板状の取付部、及び該取付部から後方の前記開口部内に延出しており表面に複数の凹凸からなる装飾が施されている枠状の後枠部、を有する透明なセンター役物を備えた」ものであることを特徴とする。